

新潟県立大学新学部設置に関する有識者会議設置要綱（案）

平成29年9月25日施行

（目的・設置）

第1条 本県の産業・社会を支える人材の育成、高等教育の充実、人口社会減対策に取り組むに当たり、新潟県立大学における新学部設置の意義・必要性等について、専門的見地から意見を伺い、参考とするため新潟県立大学新学部設置に関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成等）

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員が欠席する場合、委員の所属団体から代理が出席することができる。

2 会議の座長は、委員の互選により選出する。

（会議の進行等）

第3条 会議の進行は座長が当たり、支障があるときは、座長が指定する者がこれに当たる。

2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則公開とする。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、総務管理部大学・私学振興課が行うものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年9月25日から実施する。